

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年1月25日(2007.1.25)

【公表番号】特表2006-508128(P2006-508128A)

【公表日】平成18年3月9日(2006.3.9)

【年通号数】公開・登録公報2006-010

【出願番号】特願2004-551865(P2004-551865)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/65 (2006.01)

A 6 1 P 11/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/65

A 6 1 P 11/00

【手続補正書】

【提出日】平成18年11月28日(2006.11.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

敗血症-誘発型ARDSの予防が必要な哺乳類の該ARDSの予防用組成物であつて、前記哺乳類に、敗血症-誘発型ARDSの予防に有効であるが、実質的に抗生物質活性のない量で投与されることを特徴とする、テトラサイクリン化合物を含む上記組成物。

【請求項2】

前記テトラサイクリン化合物が、抗生物質テトラサイクリン化合物であり、抗生物質量の10~80%の量で投与されることを特徴とする、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記テトラサイクリン化合物が、ドキシサイクリンであり、約20mgの用量で1日2回投与されることを特徴とする、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

前記テトラサイクリン化合物が、ミノサイクリンであり、約38mgの用量で1日1回投与されることを特徴とする、請求項1に記載の組成物。

【請求項5】

前記テトラサイクリン化合物が、ミノサイクリンであり、約38mgの用量で1日2回投与されることを特徴とする請求項1記載の組成物。

【請求項6】

前記テトラサイクリン化合物が、ミノサイクリンであり、約38mgの用量で1日3回投与されることを特徴とする請求項1に記載の組成物。

【請求項7】

前記テトラサイクリン化合物が、ミノサイクリンであり、約38mgの用量で1日4回投与されることを特徴とする請求項1に記載の組成物。

【請求項8】

前記テトラサイクリン化合物が、テトラサイクリンであり、約60mg/日の用量で1日1回投与されることを特徴とする請求項1に記載の組成物。

【請求項9】

前記テトラサイクリン化合物が、テトラサイクリンであり、約60mg/日の用量で1日

2回投与されることを特徴とする請求項1記載の組成物。

【請求項10】

前記テトラサイクリン化合物が、テトラサイクリンであり、約60mg/日の用量で1日3回投与されることを特徴とする請求項1に記載の組成物。

【請求項11】

前記テトラサイクリン化合物が、テトラサイクリンであり、約60mg/日の用量で1日4回投与されることを特徴とする請求項1に記載の組成物。

【請求項12】

前記テトラサイクリン化合物が、抗生物質テトラサイクリン化合物であり、結果として最少抗生物質血清濃度の約10～80%である血清濃度になる量で投与されることを特徴とする請求項1に記載の組成物。

【請求項13】

前記テトラサイクリン化合物が、ドキシサイクリンであり、結果として約1.0μg/mlの血清濃度になる量で投与されることを特徴とする請求項1に記載の組成物。

【請求項14】

前記テトラサイクリン化合物が、ミノサイクリンであり、結果として約0.8μg/mlの血清濃度になる量で投与されることを特徴とする請求項1に記載の組成物。

【請求項15】

前記テトラサイクリン化合物が、テトラサイクリンであり、結果として約0.5μg/mlの血清濃度になる量で投与されることを特徴とする請求項1に記載の組成物。

【請求項16】

前記抗生物質テトラサイクリン化合物が、ドキシサイクリン、ミノサイクリン、テトラサイクリン、オキシテトラサイクリン、クロロテトラサイクリン、デメクロサイクリン又はその薬学的に許容しうる塩である、請求項2又は12に記載の組成物。

【請求項17】

前記抗生物質テトラサイクリン化合物がドキシサイクリンである、請求項16に記載の組成物。

【請求項18】

前記ドキシサイクリンが、約0.1～約0.8μg/mlの範囲の血清濃度を与える量で投与されることを特徴とする、請求項17に記載の組成物。

【請求項19】

前記ドキシサイクリンが1日2回20mgの量で投与されることを特徴とする、請求項17に記載の組成物。

【請求項20】

前記ドキシサイクリンが、24時間にわたって徐放投与されることを特徴とする、請求項17に記載の組成物。

【請求項21】

前記ドキシサイクリンが40mgの量で投与されることを特徴とする、請求項20に記載の組成物。

【請求項22】

前記テトラサイクリン化合物が非抗生物質テトラサイクリン化合物である、請求項1に記載の組成物。

【請求項23】

前記非抗生物質テトラサイクリン化合物が、  
4-デ(ジメチルアミノ)テトラサイクリン(CMT-1)、  
テトラサイクリノニトリル(CMT-2)、  
6-デメチル-6-デオキシ-4-デ(ジメチルアミノ)テトラサイクリン(CMT-3)、  
4-デ(ジメチルアミノ)-7-クロロテトラサイクリン(CMT-4)、  
テトラサイクリンピラゾール(CMT-5)、  
4-ヒドロキシ-4-デ(ジメチルアミノ)テトラサイクリン(CMT-6)、

4-デ(ジメチルアミノ)-12-デオキシテトラサイクリン(CMT-7)、  
 6-デオキシ-5-ヒドロキシ-4-デ(ジメチルアミノ)テトラサイクリン(CMT-8)、  
 4-デ(ジメチルアミノ)-12-デオキシアンヒドロテトラサイクリン(CMT-9)、又は  
 4-デ(ジメチルアミノ)ミノサイクリン(CMT-10)  
 である、請求項22に記載の組成物。

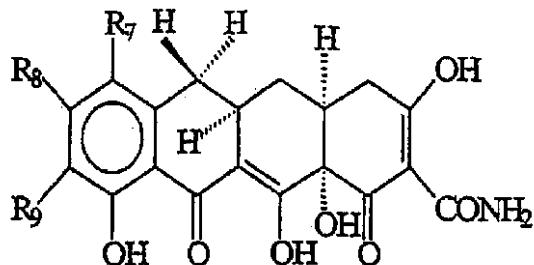
## 【請求項24】

前記テトラサイクリン化合物が、ドキシサイクリンの光刺激係数より低い光刺激係数を有する、請求項1に記載の組成物。

## 【請求項25】

前記テトラサイクリン化合物が下記一般式を有する、請求項24に記載の組成物。

## 【化1】



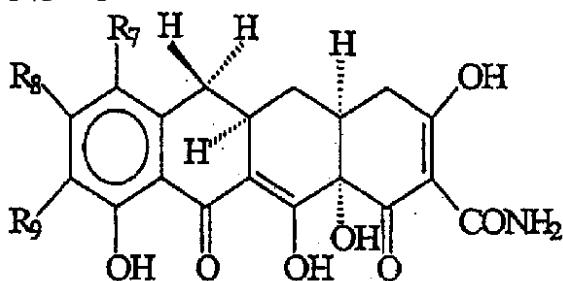
構造 K

(式中、R<sub>7</sub>、R<sub>8</sub>、及びR<sub>9</sub>は、ひとまとめにしてそれぞれ水素、水素及びジメチルアミノである。)

## 【請求項26】

前記テトラサイクリン化合物が、以下の化合物：

## 【化2】



構造 K

(式中、R<sub>7</sub>、R<sub>8</sub>、及びR<sub>9</sub>は、各場合ひとまとめにして以下の意味を有する。

R<sub>7</sub>R<sub>8</sub>R<sub>9</sub>

水素

水素

アミノ

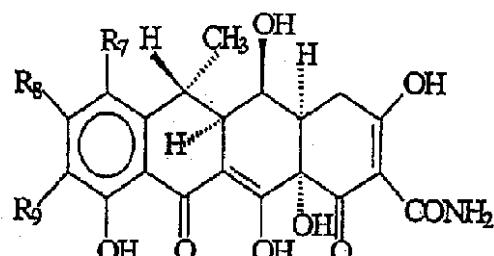
水素

水素

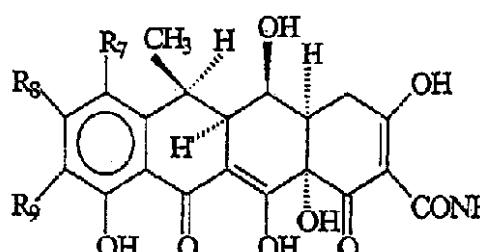
パルミトアミド)；

及び

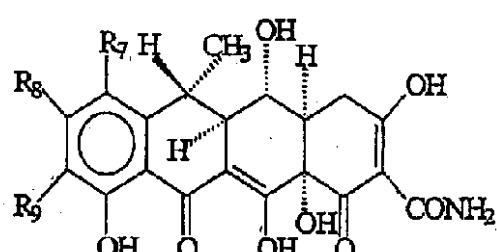
【化3】



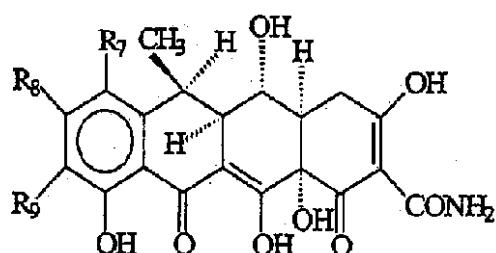
構造 L



構造 M



構造 N



構造 O

(式中：R<sub>7</sub>、R<sub>8</sub>、及びR<sub>9</sub>は、各場合ひとまとめにして以下の意味を有する。

R<sub>7</sub>R<sub>8</sub>R<sub>9</sub>

水素

水素

アセトアミド

水素

水素

ジメチルアミノアセトアミド

水素

水素

ニトロ

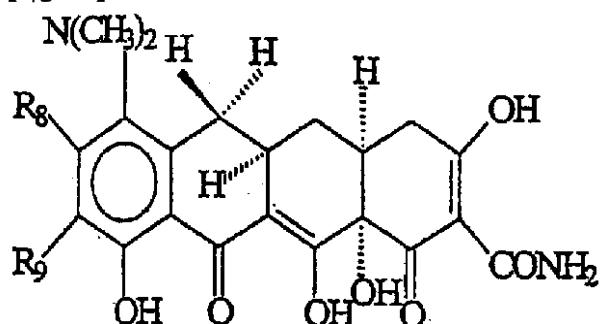
水素

水素

アミノ)；

及び

## 【化4】



構造 P

(式中：R<sub>8</sub>及びR<sub>9</sub>は、ひとまとめにしてそれぞれ水素及びニトロである。)；  
から成る群より選択される、請求項24に記載の組成物。

## 【請求項27】

前記テトラサイクリン化合物が全身投与されることを特徴とする、請求項1に記載の組成物。

## 【請求項28】

前記全身投与が、経口投与、静脈内注射、筋肉内注射、皮下投与、経皮投与又は鼻腔内投与である、請求項27に記載の組成物。

## 【請求項29】

毒ガスの吸入によって誘起されるARDSの予防が必要な哺乳類の該ARDSの予防用組成物であって、前記哺乳類に、毒ガスの吸入によって誘起されるARDSの予防に有効であるが、実質的に抗生物質活性のない量で投与されることを特徴とする、テトラサイクリン化合物を含む上記組成物。